## 藻



## THE BULLETIN OF JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和41年8月 August 1966

目 次					
大花見池湿原のチリモ分布相 (1)	伊	藤	市	郎	41
大花見池湿原のチリモ分布相 (2)	伊	藤	市	郎.	52
日本産の Scenedesmus abundans (KIRCHNER) CHODAT					
およびその二変種について	荒	井	修	=	55
紅藻テングサ類の形態並びに発生に関する研究 I	金	子		孝	62
ソゾ属植物の表皮細胞間にみられる原形質連絡と種の分類 …	斎	藤		讓	70
珪藻類図説 (5)	津	村	孝	平	76
気生嚢類および土壌藻類綜述 II	広秋	瀬山	弘	幸優	92
** 本下虎一郎博士の追憶	Щ	田	幸	男	102
バラクリシコナン博士の来日	千	原	光	雄	104

日本藻類学会 IAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

## 日本藻類学会々則

- 第1条 本会は日本藻類学会と称する。
- 第2条 本会は薬学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ること を目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。
  - 1. 総会の開催 (年1回)
  - 2. 薬類に関する研究会, 講習会, 採集会等の開催
  - 3. 定期刊行物の発刊
  - 4. その他前条の目的を達するために必要な事業
- 第4条 本会の事務所は会長のもとにおく。
- 第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第6条 会員は次の3種とする。
  - 1. 普通会員 (藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承認するもの)。
  - 2. 名誉会員 (薬学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの)。
  - 3. 特別会員 (本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの)。
- 第7条 本会に入会するには、住所、氏名 (団体名)、職業を記入した入会申込書を 会長に差出すものとする。
- 第8条 会員は毎年会費500円を前納するものとする。但し、名誉会員及び特別会員は会費を要しない。
- 第9条 本会には次の役員をおく。
  - 会 長 1名。 幹 事 若干名。 評議員 若干名。

役員の任期は2ヶ年とし重任することが出来る。但し、評議員は引続き3期選出されることは出来ない。

役員選出の規定は別に定める。(附則 第1条~第4条)

本会に名誉会長を置くことが出来る。

- 第10条 会長は会を代表し、会務の全体を統べる。幹事は会長の意を受けて日常の 会務を行う。
- 第11条 評議員は評議員会を構成し、会の要務に関し会長の諮問にあずかる。評議 員会は会長が招集し、また文書をもつて、これに代えることが出来る。
- 第12条 本会は定期刊行物「藻類」を年3回刊行し、会員に無料で頒布する。 (欧 即)
- 第1条 会長は国内在住の全会員の投票により、会員の互選で定める(その際評議 員会は参考のため若干名の候補者を推薦することが出来る)。幹事は会長が会員中よ りこれを指名委嘱する。
- 第2条 評議員の選出は次の二方法による。
  - 1. 各地区別に会員中より選出される。その定員は各地区1名とし、会員数が50名を越える地区では50名までごとに1名を加える。
  - 2. 総会に於いて会長が会員中より若干名を推薦する。但し、その数は全評議員 の1/3を越えることは出来ない。

地区割は次の7地区とする。

北海道地区。東北地区。関東地区 (新潟,長野,山梨を含む)。中部地区 (三重を含む)。 近畿地区。中国・四国地区。九州地区 (沖縄を含む)。

- 第3条 会長及び幹事は評議員を兼任することは出来ない。
- 第4条 会長および地区選出の評議員に欠員を生じた場合は、前任者の残余期間次 点者をもって充当する。
- 第 5 条 本会則は昭和 33 年 10 月 26 日より施行する。